

令和7年度 ワイヤメッシュ設置事業に係る Q&A

No.	質 問	回 答
1	「個別聞き取りシート」および「取りまとめシート」をパソコンで入力して提出したいが、データではもらえないのか。	雲南市のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。
2	受益戸数の考え方について、3戸以上とあるが、法人等に委託している場合、その受益戸数のカウントは法人営農者数か、それとも農地の所有者数か。	農地の所有者数でカウントしてください。
3	過去に本事業を実施した団体は、今年度の対象となるか。	過去に本事業を実施された団体であっても、過去の実施箇所と今回の設置希望箇所とが異なっていれば、申込みは可能です。
4	既設の柵の更新も可能か。	基本的に新設整備ですが、本事業で設置された柵でなければ、自費等で設置された柵の更新のためであっても可能です。
5	団体のなかで、実質的に被害のある農家が1戸しかない場合は申請できないのか。	今年被害を受けた農家が1戸でも、その他の被害がない農家の2戸を加え、受益農家3戸以上となっていれば申請できます。 なお、被害の状況などから投資効率が1.0以上等の条件を満たすことが必要です。
6	柵の設置期限があるか。	R7. 11月中までに設置してください。
7	柵の設置に係る日当を中山間地域等直接支払交付金制度もしくは多面的機能支払交付金から支払っても良いか。	中山間地域等直接支払交付金制度でも多面的機能支払交付金でも支払うことは可能です。
8	柵の管理委託契約とはどういうことか。また契約期間は何年か。	協議会から団体に柵を無償で貸与し、維持管理契約を締結することになります。契約期間(維持管理期間)は柵の耐用年数である14年間です。 また、契約期間中は、農作物の作付を継続していただく必要があります。
9	14年間が経過すれば柵は協議会へ返却するのか。	引き続き設置団体で維持管理していただくことになります。
10	設置する箇所はどんな図面に記せば良いか。	中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金に取り組んでおられれば、その図面に書き込んで下さい。どちらにも取り組んでおられない場合は、住宅地図(ゼンリン)や地籍図に図示願います。
11	実際に事業に取り組む事が決定した後、申請した柵の枚数と現場での距離が合わず、柵の過不足が発生した場合はどうすればよいのか。	柵や支柱等の配布個数は、提出された申請書・図面の延長に基づき、柵1枚を2mとして計算し配布いたします。設置に際して過不足が生じないように、事前にきちんと距離を計測してから申請していただきますようお願いいたします。
12	設置した柵が災害等で使用不能となった場合はどうなるのか。	故意または過失によらない災害等の場合は、弁償の義務はありませんが、被災箇所については各設置者で修繕をお願いします。なお、柵が被災した場合等は、協議会へ報告をお願いします。
13	申し込み多数の場合はどうなるのか。	申し込み多数の場合は、投資効果や被害状況等を総合的に勘案して設置団体を選定します。
14	市道への設置は可能か。	市道への設置は許可しかねます。

No.	質 問	回 答
15	耕作している農地以外にも設置したい。	国の交付金を受けて実施しています。基本は、耕作されている農地を囲むように計画をお願いします。 農地を囲う目的で外周の山林内へ設置を要望される場合もありますが、ワイヤーメッシュの管理(点検、倒木による破損等)が困難になる場合がありますので要望にはお答えしかねます。